

## 経口ワクチン野外散布指針(以下、指針)の改正案について

### 主要な見直しポイント

#### I. 基本方針について：改正後指針P1

##### 【変更前】

野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度低減を図り、我が国における経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布方法の確立に必要な知見を蓄積することを目的とし、野生イノシシの生息状況、地形、植生等の条件を考慮した経口ワクチンの散布を行うとともに散布効果の分析・評価を行う。

##### 【変更後】

野生イノシシにおける豚熱の感染拡大防止及び環境中のウイルス濃度低減を図り、養豚場等（豚又はイノシシを飼養する農場をいう。以下同じ。）への野生イノシシを介した豚熱感染リスクを低減させるとともに、我が国における経口ワクチンの効果的かつ効率的な散布方法の確立に必要な知見を蓄積することを目的とし、野生イノシシの生息状況、地形、植生等の条件を考慮した経口ワクチンの散布を行うとともに散布効果の分析・評価を行う。

#### V. 経口ワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について

##### 3. 経口ワクチン散布地点と散布数量について：改正後指針P4

##### 【変更前】

(2) 経口ワクチン散布地点は、以下の観点を踏まえて選定する。

- ① 野生イノシシの休息地点に近いこと
  - ② 経口ワクチン散布の作業効率を考慮し、野生イノシシが出現しやすく、餌付け作業や経口ワクチン散布作業が容易に実施できること
- 以下略

##### 【変更後】

(2) 経口ワクチン散布地点は、以下の観点を踏まえて選定する。

- ① 養豚場等を守る観点から、効果的と考えられること(養豚場への移動経路等)
  - ② 野生イノシシの休息地点に近いこと
  - ③ 経口ワクチン散布の作業効率を考慮し、野生イノシシが出現しやすく、餌付け作業や経口ワクチン散布作業が容易に実施できること
- 以下略

#### ○考え方

経口ワクチン散布にあたっては、野生イノシシを守る観点から散布地点を選定する必要があることが第1回野生イノシシ豚熱対策会議でも言及されたことから、当該文言を追記。

## V. 経ロワクチンの野外散布の実施に係る基本方針等について

### 3. 経ロワクチン散布方法について：改正後指針 P5

#### 【変更前】

- (3) 経ロワクチンは、他の野生動物等が摂取しないよう、おおむね 10cm 程度の深さの土中に埋める。
- (4) 1つの経ロワクチン散布地点には、少なくとも 10 の穴を掘り、各穴には、最大 2 個の経ロワクチンを、少量のトウモロコシ粒（ペレット）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。
- (5) トウモロコシ粒や米ぬかを土壌中に含ませる等により、野生イノシシが土中の経ロワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにする。
- (6) 給餌器による誘引餌の摂取が確認された場合、給餌器による経ロワクチン散布を行うことができる。

#### 【変更後】

- (3) 経ロワクチンは、野生イノシシに効率的に経ロワクチンを摂取させるよう、野生イノシシ以外の野生動物の生息状況等、散布地域の状況に応じて、以下のいずれかの方法で散布する。

① 経ロワクチンをおおむね 10cm 程度の深さの土中に埋める。1つの経ロワクチン散布地点には、少なくとも 10 の穴を掘り、各穴には、最大 2 個の経ロワクチンを、トウモロコシ粒（ペレット又は圧ペントウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌とともに投入する。トウモロコシ粒や米ぬかなどを土壌中に含ませる等により、野生イノシシが経ロワクチンを容易に見つけ、摂取することが出来るようにする。

② 他の野生動物による盗食の可能性が低い場合や、凍結・岩盤等によって埋設が困難な場合等においては、経ロワクチンを地上に設置する。1つの散布地点には最大 20 個のワクチンを、トウモロコシ粒（ペレット又は圧ペントウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌とともに散布する。

③ 給餌器により、経ロワクチンを散布する。1つの散布地点には最大 20 個のワクチンを設置し、給餌器設置場所の周囲には少量のトウモロコシ粒（ペレット又は圧ペントウモロコシ）や米ぬか等の誘引餌を散布する。

#### ○考え方

散布方法の実証に係る中間報告において、地域・状況によっては、地上に経ロワクチンを散布した方が摂食率が高い可能性が示唆されたことを踏まえ、地上へのワクチン設置も選択肢として追記。

VI. 経口ワクチンの効果を分析・評価するために実施するサーベイランスについて：  
改正後指針 P7

【変更前】

(4) 経口ワクチン散布開始 15 日目から 19 日目までの 5 日間に捕獲された野生イノシシについて、PCR 法による抗原検査で豚熱陽性と判断された場合であって、以下の①及び②を満たす場合については、抗原が経口ワクチン株由来である可能性があるため、必要に応じて、動物衛生研究部門の協力を得てシーケンス解析を行う。

① 当該野生イノシシの捕獲地点が、経口ワクチン散布地点から、概ね 2 km (※) の範囲内であること

② 経口ワクチン散布地点と山塊等につながっているなど、経口ワクチン散布地点が当該野生イノシシの行動圏の範囲内であると見なすことができること。

※イノシシ母系集団の生息圏・移動距離を踏まえた距離

【変更後】

(4) PCR 法による抗原検査で豚熱陽性と判断された場合であっても、ワクチン散布地点周辺であって、散布後一定期間については、抗原が経口ワクチン株由来である可能性があるため、必要に応じて、別途通知(令和 4 年 3 月 ● 日付消安第 ● 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)する遺伝子検査法により鑑別を行う。なお、経口ワクチン散布開始 19 日目までに捕獲された野生イノシシについては、当該野生イノシシの捕獲地点が、経口ワクチン散布地点から、概ね 2 km (※) の範囲内であり、経口ワクチン散布地点と山塊等につながっているなど、経口ワクチン散布地点が当該野生イノシシの行動圏の範囲内であると見なすことができる場合には、原則として本通知による鑑別を行う。

○考え方

遺伝子検査法 (リアルタイム PCR) による鑑別の実施体制が整備されたことから、経口ワクチン株の検出が疑われる個体については、県の検査施設において遺伝子検査による鑑別を実施することとする。検査の手順、結果の取り扱い等については別途、各都道府県に通知予定。

VI. 経口ワクチンの効果を分析・評価するために実施するサーベイランスについて：  
改正後指針P7

【変更前】

~~(7) 経口ワクチンの効果の分析・評価のためのサーベイランス捕獲目標頭数は、100 km<sup>2</sup> 当たり月5頭以上とする。~~

【変更後】

※当該項目においては削除

○考え方

現在、野生イノシシのサーベイランスにおいては各都道府県、299 頭を目標に実施いただいているところであり、当該サーベイランスは、経口ワクチンの効果の分析・評価のためのサーベイランスを兼ねるものとする。